

概要版

# 第4次守山市男女共同参画計画 (改定版)

計画期間

令和3年度～令和12年度



～だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま～

令和7年12月  
守山市

## 男女共同参画社会とは？

すべての人が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

## なぜ、男女共同参画社会が必要なの？

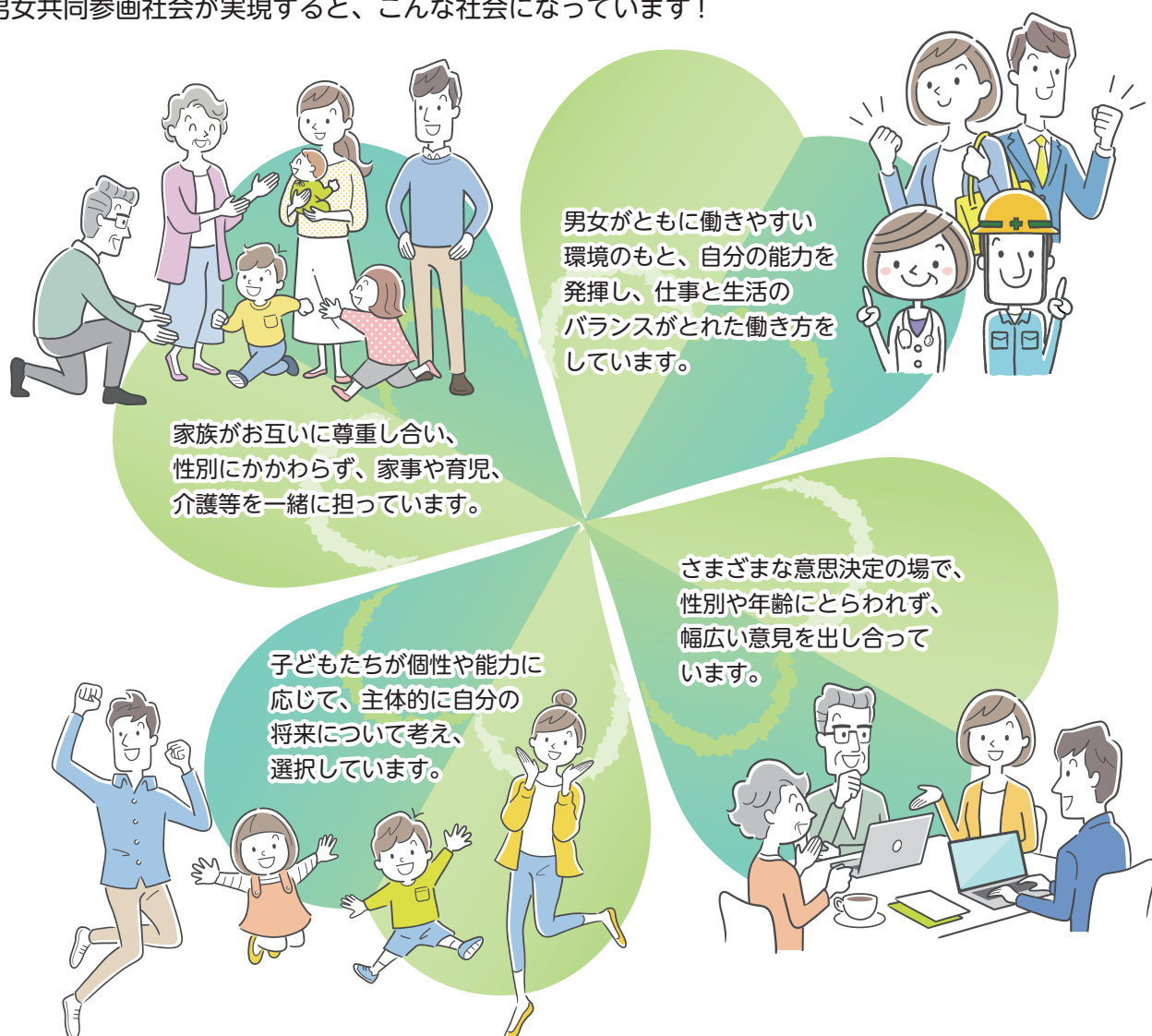
日本国憲法には法の下での平等がうたわれています。しかし、現実には、意思決定の場に女性が加わっていないかったり、職場、社会通念・慣習・しきたりなど、さまざまな場面で男性の方が優遇されていると感じることが、依然としてあります。(市民意識調査結果参照)

この背景には、固定的な性別役割分担の意識があります。この意識は、解消の傾向は見られるものの依然として残っており、実質的な男女共同参画実現に向け解消することが必要です。

また、人口減少や少子高齢化、急速な技術革新などが進む中、今後の社会情勢の変化や新たな課題に対応していくためには、性別や年齢にとらわれず、だれもが個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことのできる社会をつくるのが大切です。

## 守山市の目指す姿

男女共同参画社会が実現すると、こんな社会になっています！



# ①守山市の現状は？

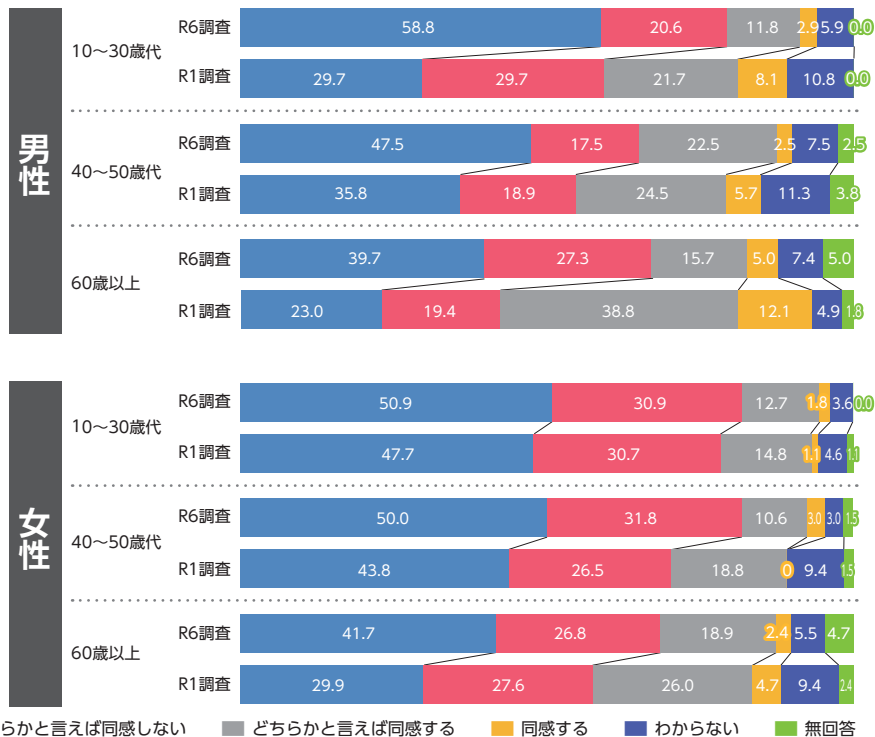
(令和6年度守山市男女共同参画に関する市民意識調査結果から)

## ■「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

→ R6 調査では、男女とも、年代が高くなるにつれて、「同感しない」割合が低くなっています。

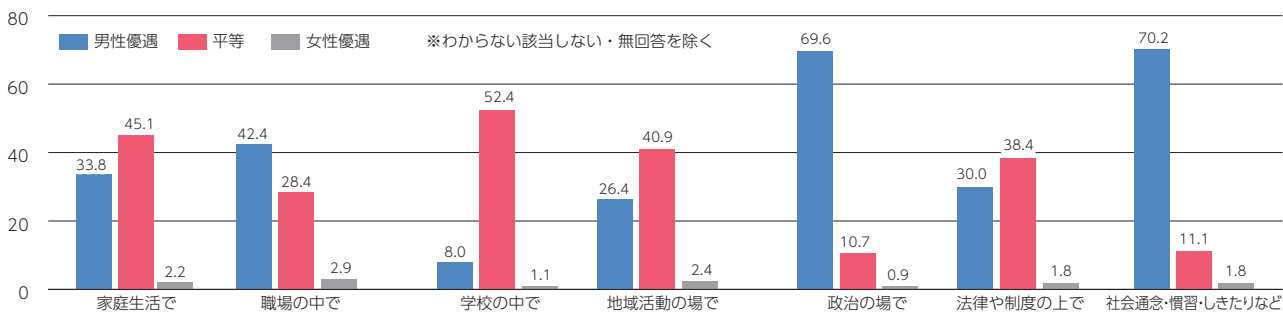
→ 前回調査と比較して、

- ① 「同感しない」割合が全世代で高くなっています。
- ② 「同感しない」割合は、特に男性は大幅に高くなっています。



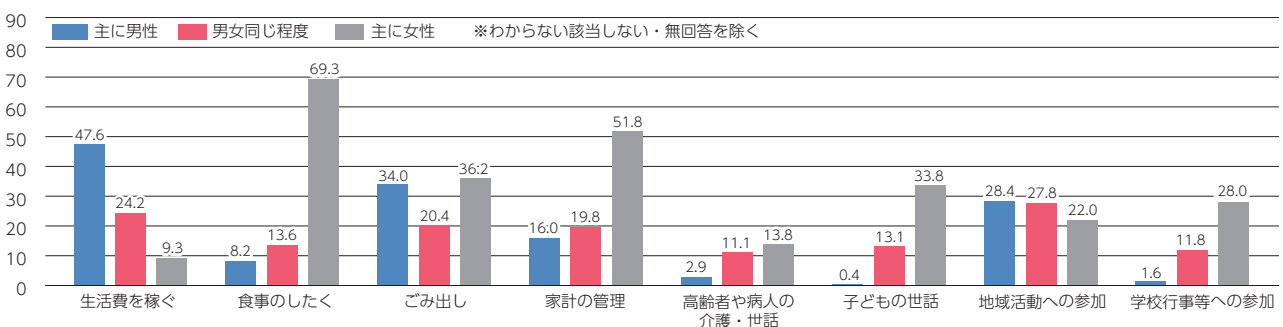
## ■各分野における男女平等意識

→ 「家庭生活」、「学校」、「地域活動」、「法律や制度の上」では平等意識が高く、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」では、「男性優遇」が高くなっています。



## ■家庭での役割分担について

→ 「生活費を稼ぐ」は男性の割合が高くなっています。家事・育児などの分野では女性の割合が高くなっています。



## ②守山市の今後は？

守山市では、社会情勢の変化や本市の現状と課題に的確に対応し、一人ひとりが夢や想いをかなえるための挑戦を認め合い、支えることができるまちづくりに取り組んでいます。その中で、令和7年12月に男女共同参画社会づくりをさらに促進するため、「第4次守山市男女共同参画計画」を改定しました。性別に関係なく、すべての市民一人ひとりが、個性や特性を活かせる社会をめざし、取組を進めます。

### 基本理念 だれもが自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま

基本目標	基本課題	施策の方向
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘 ②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進 ③地域活動における男女共同参画の促進 ④女性リーダーの育成
	(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	①働き方の見直しに向けた啓発 ②家庭生活への男女共同参画の促進 ③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり ④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進
	(3) 働く場での女性の活躍推進 ～女性活躍推進計画～	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ ③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実 ④育児・介護等を支援する環境の整備 ⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進
2 男女共同参画社会への意識改革	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進 ②市職員に対する意識の啓発 ③媒体（メディア）における性別固定観念にとらわれない視点の確立
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習	①家庭における男女平等教育の推進 ②学校・園における男女平等教育の推進 ③男女共同参画に関する生涯学習の推進 ④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信
3 男女がともに安心して暮らせる環境の整備	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶 ～DV防止基本計画～	①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり ②DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進と被害者支援 ③性犯罪、性暴力への対策の推進 ④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援
	(2) 困難な問題を抱える女性への支援 ～困難女性支援計画～ <span style="color:red">新設</span>	①DV対策の推進と被害者支援（DV防止基本計画の再掲） ②困難な問題を抱える女性の経済的安定に向けた就学・就労、生活に関する支援 ③困難な問題を抱える女性に対する相談支援の充実
	(3) 性や健康への理解と健康支援	①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透 ②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実 ③母性保護と母子保健事業の充実
	(4) 安心して暮らせる地域づくり	①地域での支援体制の充実 ②防災活動等の分野への男女共同参画の促進 ③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進 ⑤社会的な援助を必要とする人への支援

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性活躍推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV防止基本計画」および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく「困難女性支援計画」として位置づけます。

# 基本目標 1

## あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 基本課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市が率先して女性の登用や育成に取り組み、企業や地域に対して、女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていきます。

#### 施策の方向

- ①審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘 **重点**
- ②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進
- ③地域活動における男女共同参画の促進 **重点**
- ④女性リーダーの育成 **重点**

#### みんなで取り組もう

- ①市政やまちづくり活動に関心を持ち、積極的に参画しよう。
- ②さまざまな意思決定の場で、性別や年齢にとらわれず、幅広い意見を反映できるように努めよう。
- ③年齢や性別にとらわれず、地域活動に主体的に取り組もう。

### 基本課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともにやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や地域活動等へも参画していけるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知と働き方の見直しに向けて取り組みます。

#### 施策の方向

- ①働き方の見直しに向けた啓発
- ②家庭生活への男女共同参画の促進
- ③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり
- ④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進

#### みんなで取り組もう

- ①家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直そう。
- ②男女が協力して家事・育児・介護等が担えるよう、家庭内で話し合おう。

### 基本課題(3) 働く場での女性の活躍推進

女性が、出産や子育てを通じて働き続けられるため、育児休業などの労働関係法令の周知や性別にかかわらず平等な労働環境づくりを働きかけます。核家族化や少子高齢化が進む中、育児や介護等に対する家族の負担が増大しているため、育児や介護等をサポートするための環境の整備や多様な働き方の普及に努めます。

#### 施策の方向

- ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ **重点**
- ③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実 **重点**
- ④育児・介護等を支援する環境の整備
- ⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進 **重点**

#### みんなで取り組もう

- ①働く場での男女共同参画の推進に関心をもとう。
- ②女性の就業や再就業に向けた学習会への参加や情報収集をしよう。
- ③働き方や制度について情報収集し、多様な働き方ができるよう各種制度の活用を検討しよう。
- ④男性も積極的に家事や育児・介護等を行おう。

### 主な数値目標

指標	現況値 (令和6年度)	目標値※ (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
各審議会等への女性の登用率	38.3%	40.0%	43.0%
「家事について、男女で分担して行おうべき」と考える人の割合	57.8%	45.0%	70.0%
「育児について、男女で分担して行おうべき」と考える人の割合	61.1%	50.0%	70.0%

目標値※は計画策定時(令和3年度時点)の数値です。

## 基本目標 2 男女共同参画社会への意識改革

### 基本課題(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、すべての人が、自らの意思で様々な分野に参画し活躍できるよう意識改革を推進します。

#### 施策の方向

- ①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進
- ②市職員に対する意識の啓発
- ③媒体（メディア）における性別固定観念にとらわれない視点の確立

#### みんなで取り組もう

- ①日常生活に固定的な性別役割分担意識が残っていないか見直そう。
- ②媒体（メディア）からの性別固定観念をなくそう。

### 基本課題(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

家庭、学校・園、地域、職場などあらゆる場面において、男女平等や男女共同参画、女性活躍の推進のための意識が浸透するよう、子どもたちのみならず保護者や地域の大人まですべての人が、教育や学習を継続していけるよう取り組みます。

#### 施策の方向

- ①家庭における男女平等教育の推進
- ②学校・園における男女平等教育の推進
- ③男女共同参画に関する生涯学習の推進 **重点**
- ④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信

#### みんなで取り組もう

- ①保護者や地域の大人が男女平等や男女共同参画に対する正しい認識をもとう。
- ②研修会や講演会等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めよう。



### 主な数値目標

指標	現況値 (令和6年度)	目標値※ (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関する講演会や地域研修会参加者数	483人	450人	530人
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に同感しない人の割合	72.5%	60.0%	87.5%
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等である」と答えた人の割合	11.1%	15.0%	20.0%

目標値※は計画策定時（令和3年度時点）の数値です。

## 基本目標 3

# 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

### 基本課題(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪や性暴力等、あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底や、暴力防止対策、被害者に対する適切な支援等に取り組みます。

#### 施策の方向

- ①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり
- ②DV対策の推進と被害者支援
- ③性犯罪、性暴力への対策の推進
- ④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援

#### みんなで取り組もう

- ①DV・デートDVに対する正しい認識をもとう。
- ②暴力を受けたら（受けている人に気づいたら）、一人で悩まず相談しよう。

### 基本課題(2) 困難な問題を抱える女性への支援

DV対策や経済的安定に向けた施策の推進、相談支援体制の整備等により、自らの力で生活していけるよう支援に取り組みます。

#### 施策の方向

- ①DV対策の推進と被害者支援（再掲） **重点**
- ②困難な問題を抱える女性の経済的安定に向けた就学・就労、生活に関する支援 **重点**
- ③困難な問題を抱える女性に対する相談支援の充実 **重点**

#### みんなで取り組もう

- ①DV・デートDVに対する正しい認識をもとう。
- ②困難な問題を抱える女性が孤立しないよう相談機関に繋げよう。

### 基本課題(3) 性や健康への理解と健康支援

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進と、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援します。

#### 施策の方向

- ①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透 **重点**
- ②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実
- ③母性保護と母子保健事業の充実

#### 施策の方向

- ①性別による身体的な違いを理解し合い、相手を思いやろう。
- ②母性保護に対する正しい知識を身につけよう。
- ③各種検診を受けるなど、日ごろから心身の健康づくりに取り組もう。

### 基本課題(4) 安心して暮らせる地域づくり

家族形態の多様化や経済情勢の変化など、人々を取り巻く環境が複雑に変化する中、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人などすべての人々が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

#### 施策の方向

- ①地域での支援体制の充実
- ②防災活動等の分野への男女共同参画の促進 **重点**
- ③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進
- ⑤社会的な援助を必要とする人への支援 **重点**

#### 施策の方向

- ①誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域で支え合おう。
- ②防災について、男女双方の視点で取り組もう。
- ③困ったときは一人で抱え込まず、相談機関等に相談しよう。

#### 主な数値目標

指標	現況値 (令和6年度)	目標値※ (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVやセクハラに関する相談窓口を知らない人の割合	9.7%	0%	0%
特定健康診査実施率	43.7%*	60.0%	60.0% (令和11年度)
子宮頸がん検診受診率	39.0%	50.0%	
乳がん検診受診率	28.3%	50.0%	

\*令和5年度法定報告値…高齢者の医療の確保に関する法律第142号に基づき保険者が報告した数値を県で集計したものです。  
目標値※は計画策定時(令和3年度時点)の数値です。

## 主な各種相談窓口

### | 守山市役所 |

相談種別	担当課	電話番号
女性の悩み	人権政策課	(予約受付) 077-582-1116
男性の悩み	人権政策課	(予約受付) 077-582-1116
DV・子どもへの虐待等	こども家庭相談課	077-582-1137
困難な問題を抱える女性相談	こども家庭相談課	077-582-1137
からだやこころの悩み	すこやか生活課	077-581-0201
生活支援・ひきこもり	生活支援相談課	077-582-1161
就労相談	商工観光課	077-582-1131
消費生活・多重債務	消費生活センター	077-582-1146

### | 関係機関 |

相談種別	相談機関	電話番号
DV・セクハラ・家庭内暴力など	男女共同参画相談室 (県立男女共同参画センター内)	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター (女性相談)	077-564-7867
	みんなの人権 110 番 (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-003-110 (最寄りの法務局につながります)
子ども	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-562-1121
犯罪被害	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341
	性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖 SATOCO (サトコ)	090-2599-3105 (24 時間 365 日受付)
職場でのセクハラ等	滋賀労働局 (雇用環境・均等室)	077-523-1190
女性の就労サポート	滋賀マザーズジョブ ステーション (近江八幡)	0748-36-1831
法的トラブル	法テラス滋賀	0570-078-339

## 第 4 次守山市男女共同参画計画 (改定版) 概要版

発行年月: 令和 7 年 (2025 年) 12 月  
発行: 守山市総合政策部人権政策課  
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号  
TEL: (077) 582-1116 FAX: (077) 582-0539